

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の審査基準日の特例を定める件 三三六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 三三六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三三七
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三三六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 三三六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 三三六
- 道路の区域を変更する件 三三六
- 道路の供用を開始する件 三三六
- 一般競争入札を行う件 三三七

告 示

福島県告示第四百二十二号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）に係る令和七年度及び令和八年度の工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の審査について、令和六年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものは、第四の第二号(三)及び(四)に係る審査基準日を同年九月三十日とする。

令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄
(入札監理課)

福島県告示第四百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二

(変更後) 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 喜勢 陽一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の名称の変更 一件、小売業を行う者の代表者の変更 四件、小売業を行う者の入店 一件、小売業を行う者の退店 一件）

三 届出年月日
令和六年七月一日

四 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 梅田 圭

(変更後) みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 笹田 賢一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(小売業を行う者の入店 二件、小売業を行う者の退店 二件)
届出年月日
令和六年七月八日

四 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コメリハード&グリーン喜多方松山店 (仮称) 薬王堂喜多方松山店 福島県喜多方市松山町鳥見山字上天神五番ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
加藤孫平 加藤太作 佐藤元 大森傳左工門

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和六年福島県告示第三百六十五号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字茗荷字前沢四五、四六の一、四六の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字山下字下河原七五の一、七五の三から七五の五まで、一八九の二、一八九の三

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字宝坂字市野沢五の二、六
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字中石井字黒助三三五の一、三三五の二、三三六の二、三三六の三、三三七、三三八の二、三三八の四、三七〇、三七一の一、三七三、三七五の一、三七五の二、六九八の二、六九九、七〇二、七〇四から七〇六まで、七〇九の一、七〇九の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字下関河内字上古宿九〇の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字関岡字道ヶ作二六の一、二六の二、三三三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字茗荷字上茗荷七四の一から七四の三まで、九三の一、九三の四、九三の五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字内川字八神二一から二四まで、一〇〇、一〇五の一、一〇五の二、一〇五の三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡矢祭町大字関岡字一本木八四
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡矢祭町大字茗荷字滝ノ上三四
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第四百二十八号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
- 令和六年七月十九日
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 福島県知事 内 堀 雅 雄

- 2 郡山市湖南町館字浜六〇七の二、六〇七の四（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 郡山市湖南町福良字福良山七四一三の七、七四一三の八、七四一三の五六二
 - 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 郡山市逢瀬町河内字西長倉一〇の一、一〇の四から一〇の六まで、一〇の八、一〇の一〇、一〇の一三、一〇の一四、一〇の一五、一〇の一八から一〇の二三まで
 - 保安林として指定された目的
 - 干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字西長倉一〇の一四（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 長
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡浪江町大字中浜 字西川原四九番一地从 から 同 郡同 町大字両竹 字本町三九番一地从先 まで	変更前	A 一一・九 一三・七	一〇〇・五
		変更後	A 一一・九 一三・七 B 一八・四 二三・七	一〇〇・五 一一・一

(道路計画課)

福島県告示第四百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道長塚請戸浪江線	双葉郡浪江町大字中浜字西川原四 九番一地从先から 同 郡同 町大字両竹字本町三九 番一地从先まで	令和六年七月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第137号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年7月19日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 金属3Dプリンタ 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ 1階加工技術研究室（福島県郡山市待池台一丁目12番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年8月9日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和6年8月9日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年7月19日（金）から同年8月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年7月31日（水）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年7月31日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年8月30日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年8月29日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Metal 3D Printer 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 30 August 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 August 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)